

平成 26 年度医療機関ネットワーク事業参画病院長会議 議事要旨

1. 日 時：平成 26 年 12 月 5 日（金）14：00～16：10

2. 場 所：全国町村会館第一会議室
（東京都千代田区永田町 1-11-35）

3. 出席者

<参画医療機関>

手稲溪仁会病院、仙台医療センター、成田赤十字病院、松戸市立病院、立正佼成会付属佼成病院
国立成育医療研究センター、N T T 東日本関東病院、大森赤十字病院、済生会横浜市東部病院、
佐久総合病院、静岡県立総合病院、名古屋記念病院、京都第二赤十字病院、加納総合病院、
鳥取県立中央病院、佐賀大学医学部附属病院

<消費者庁>

板東久美子 長官、河津司 審議官、
宗林さおり 消費者安全課長、河岡優子 消費者安全課企画官

<独立行政法人国民生活センター>

井守明央 理事、鎌田環 商品テスト部長

4. 議事次第：主な議事

- (1) 報告 医療機関ネットワーク事業の現状
- (2) 議題 当事業の今後の発展に向けて

5. 議事概要：

- (1) 板東消費者庁長官挨拶
- (2) 医療機関ネットワーク事業の現状

宗林安全課課長から主に以下を報告した。

- ・消費者庁及び国民生活センターの任務、業務目的及び消費者安全の確保のために、事故情報の一元的集約、分析が求められている状況を説明。
- ・平成 25 年度は、医療機関ネットワークから約 7000 件の情報が寄せられた。医療機関からは、消費者からの苦情とはなりにくい、消費者の不注意や、誤使用も含めた幅広い情報が迅速に収集できる。また、症状や属性などの確度の高い情報が収集でき、大変有益である。この情報を活用することで、いわゆるすき間事案に係る事故、被害拡大が懸念される事故等をいち早く抽出でき、注意喚起等が可能。
- ・収集した情報は、これまでに消費者庁、国民生活センターから注意喚起やメールマガジン等での情報提供に活用した。例えば、浴槽での首掛け式浮き輪、キックスケーターの事故防止の注意喚起をし、乳幼児のボタン電池の誤飲事故、首からかけられるタイプの除菌剤（ウイルスプロテクター）については、消費者庁で注意喚起を実施した後、国民生活センターにおいて、安全性に係わる商品テストを実施した。

- (3) 当事業の今後の発展に向けて

医療機関ネットワーク事業の今後の発展に向けて、3 病院からの報告に続き、「情報の相互利用」と「情報収集の工夫」について意見交換を行った。

- ① 国立成育医療研究センター 「今後の情報活用のあり方について」
乳幼児の死亡原因のワースト3は不慮の事故であり、子どもの事故防止は当事業の目的の一つ。更に事故情報の収集に努めなければならない。注意喚起は実施されているが、例えばボタン電池の誤飲事故の危険性は、30年前から指摘されているにもかかわらず、いまだに注意喚起が必要という状況から、収集した事故情報に基づく注意喚起は実施されても、その情報の周知が課題である。
- ② 済生会横浜市東部病院 「情報収集の工夫について」
救急センターの受付で作成した調査表(1日約80名)から該当する事例をピックアップし、カルテで症状、商品等の内容を確認している。消費者庁や国民生活センターに、気軽に電話で報告の要否について等の相談ができるようになるとありがたい。
- ③ 立正佼成会附属佼成病院 「当事業に対応する新たな院内体制の構築について」
これまで、医事課中心の収集体制をとっていたが、十分に情報収集ができなかったため、今後は、総医局の秘書を中心とした体制に変更することとした。収集体制は、責任者が当事業の意義を理解することは当然であるが、関係職員が関心を抱き、必要性を認識することが重要。各医局の医師に折に触れて当事業について説明し、働きかけていって意識を高めてもらうよう心がけていきたい。

【情報の相互利用】

「医療機関ネットワーク事業で収集した情報の取扱指針」に基づき、省庁等の行政機関等から要請があった場合には、一定の範囲で外部に情報を提供できることとなっている

当ネットワーク内での情報の共有や、活用のあり方について意見交換を行った。共有については、全ての情報ではなく、事例として重大性、新規性、緊急性などが認められ、当会議で消費者庁が例示したような項目に限定した情報の共有でよいとの意見が出された。また、医療機関による啓発等を目的とした活用については、積極的な意見と慎重な意見があった。

【情報収集の工夫】

収集作業のサポート（収集対象の事例の具体的に説明し、収集対象か否かをともに検討する等）を目的として、ある程度定期的に医療機関を訪問するとの提案について歓迎するとの意見があった。

以上